

斜線制限等の緩和を適用できる水路敷・公園等について、取扱いを定める。

1. 緩和規定の整理

緩和規定	基準法上の道路	通路* ¹⁾	水路敷* ²⁾	河川	線路敷* ³⁾	公園* ⁴⁾	条文等
道路斜線	当該道路の反対側	/	当該対象の反対側				法56条 令134条
隣地斜線			当該幅の1/2外側 ^{注1)}				法56条 令135条の3
北側斜線	当該道路の反対側	当該幅の1/2外側			緩和なし		法56条 令135条の4
高度地区							法58条 東京都市計画高度地区
日影規制	当該幅の1/2外側 ^{注2)}					法56条の2 令135条の12	
延焼ライン	当該対象の中心線		延焼ラインはなし				法2条六号
採光	当該道路の反対側	当該幅の1/2外側					法28条 令20条

2. 緩和条件 (1.表中の*1) ~*4)について)

*1) 通路

区が管理している通路*で、一般に通行できる空間が確保され、将来払い下げの予定がないもの。 (*道路法上の道路に認定されていないもの。その他の通路は要相談。)

*2) 水路敷

区が管理している水路*で、一般に通行できる空間が確保され、将来払い下げの予定がないもの。 (*大半は暗渠化され、道路形態である。)

*3) 線路敷

当該敷地の前面すべてに渡り、駅舎等 (プラットホームを含む) がいないもの。

*4) 公園

中野区公園マップに掲載されている区立公園、広場 (ポケットパークを除く。)

桃園川緑道も含まれる。

⇒参照 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/504000/d005285.html>

ただし、隣地斜線に適用する場合は、3.注1) を参照。

3. 注意事項

注1) 隣地斜線で緩和を適用する公園は、下記の都市公園法の地区公園又は総合公園に限る。

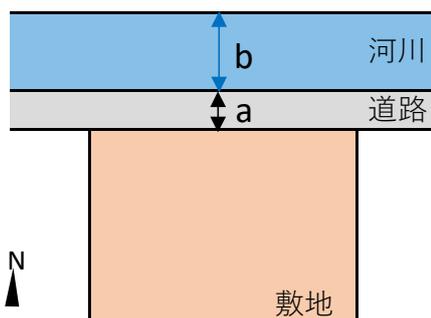
平和の森公園、江古田の森公園、江古田公園、哲学堂公園、中野上高田公園

⇒参照 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/502000/d004339.html>

注2) 当該緩和対象の幅が10mを超える場合

緩和対象の反対側境界線から敷地側に5mの線を敷地境界線とみなす。

4. 例



道路斜線	a+b
北側斜線 高度地区	a+b/2
日影規制	(a+b)/2 3.注2)
延焼ライン	—
採光	a+b/2